

#### IV 出資金等

##### 1 概要

###### (1) 対象

地方自治法第238条第1項第7号では「出資による権利」を公有財産としている。

出資（出捐）の対象としては、公益法人、社会福祉法人、NPO法人、特別法上の法人、組合、任意の団体などが考えられる。

###### (2) 権利

権利と記載されているものの、金額に応じて議決権を有する別項有価証券（民間企業への出資）と異なり、公益法人等への出捐は、寄附であり、それ自体では何の権利も伴わない。出捐にあたっては、定款などにより、団体の活動内容を確認のうえ行うことになるが、その後は総会での運営状況の確認や、理事・評議員などの役員への就任などを通じて出捐者である市の意思を活動に反映するしかない。

本来の役割を考えると、出資による権利に含めて良いものか、については疑義のあるところであるが、従来から出捐についても、出資と合わせて権利として記載されている。公益法人等では、自治体からの出捐金を含め、基本財産などとして維持することを義務付けられていることから、団体での義務を裏から見ると自治体の権利ととらえることもできる。

一方で、協同組合等への出資については、一定の要件のもとで出資分の返還を受けるなどの権利がある。

これらの権利の内容は、同じ種類の団体であっても、それぞれの団体の定款・規約の規定によっても異なる。

一般的に、出捐は寄附に類し、財産権を持たない支出を指し、出資は精算時に分配を受けるなど、何らかの財産権のあるものに用いられる。

###### (3) 現況

伊達市で出資による権利として管理されているものは次の20件である。

(単位：千円・%)

区分	*残高①	*団体総額②	①÷②	対象団体の類型	種類
1 北海道栽培漁業基金	25,000	5,195,529	0.5	社団法人	出捐金
2 北海道健康づくり財団	18,080	4,000,000	0.5	公益財団法人	出捐金
3 伊達市土地開発公社	10,000	10,000	100.0	特別法上の法人	出資金
4 函館営林支局	6,260	-	-	緑のオーナー制度	-
5 北海道暴力追放センター	3,500	1,529,210	0.2	公益財団法人	出捐金
6 胆振西部森林組合	3,496	24,133	14.5	組合	出資金
7 地方公共団体金融機構	3,300	16,602,000	0.0	特別法上の法人	出資金
8 北海道市町村職員福祉協会育英事業	2,250	196,000	1.1	財団法人	出資金
9 北海道信用保証協会	1,390	13,793,799	0.0	法人格なし	出資金
10 北海道農業信用基金協会	1,350	25,929,380	0.0	法人格なし	出資金
11 北海道漁業信用基金協会	1,000	6,257,800	0.0	法人格なし	出資金
12 札幌交響楽団基金	1,000	317,320	0.3	公益財団法人	出捐金
13 ツール・ド・北海道協会	800	742,600	0.1	財団法人	出捐金
14 北海道勤労者信用基金協会	554	500,350	0.1	一般社団法人	出捐金
15 室蘭テクノセンター	500	269,830	0.2	財団法人	出捐金
16 北海道学校保健会	467	202,700	0.2	財団法人	出捐金
17 北海道農業開発公社	200	203,990	0.1	公益財団法人	出捐金

18 アイヌ文化振興・研究推進機構	200	100,000	0.2	財団法人	出捐金
19 北海道私学振興基金協会	150	621,702	0.0	社団法人	出資金
20 北海道土地改良事業団体連合会	150	282,207	0.0	法人格なし	出資金
計	79,647	-			

\*残高：平成24年度末の伊達市の「出資による権利」の残高

\*団体総額：団体の計算書類に計上されている出資金、指定正味財産など、出資や出捐に対応していると思われる科目の残高(伊達市が保管している総会資料による。平成23年度のものが多い。)

このうち、団体への全体出資金および出捐によるものと思われる金額に対して伊達市が出捐・出資した比率が大であるのは、100%伊達市が出資している土地開発公社のほかは、比較的ウエイトの高い胆振西部森林組合であり、その他のものは、北海道の自治体などが共同して出捐したと思われるもので、比率は非常に低い。

## 2 管理状況

### (1) 分掌

それぞれ、担当部署で総会資料などを管理し、財政課で、それらを取りまとめてファイルしている。

前表のように、少額の出捐のみの団体は、総会資料も送付されないものもあるため、ホームページなどで確認されている。

### (2) 監査手続き1

発行されている出資証券の現物は財政課で管理され、年度ごとに照合されている。

上記リストのうち、出捐は支出時の資料が、出資は出資証券が保管されている。何らかの権利と保管されている出資証券が一致することを確認した。

出資とされているもののうち、19 北海道私学振興基金協会は、指定正味財産に対応していると思われ、出捐金とするべきかと思われるが、団体から「出資証券」の交付を受けている。

(意見) 出資証券についても、有価証券と同様に、出資証券の番号、枚数等を記入した封筒に、封印し、以降は封筒が開封されていないことを確認するなど、管理の簡易化を検討することが望まれる。また、出捐については、支出された記録はなんら財産的な価値を持たない。照合は、何らかの権利を行使できる証券の実在性を確認するものであり、出捐についての会計課での照合は不要と思われる。

### (3) 監査手続き2

財政課で管理されている各団体の総会資料ファイルを閲覧し、伊達市の記録と一致しているかなどを確認した。

(意見) 4 函館営林支局、9 北海道信用保証協会、10 北海道農業信用基金協会は、総会資料を入手しておらず、それぞれの団体のホームページで現況を確認している。

4 函館営林支局は、団体への出資ではなく、国有林の森林を細分化して出資を募ったものであり、函館営林支局との契約による権利であり、他の出資、出捐と異なり、総会資料等の確認は不要と思われる。

また、10 北海道農業信用基金協会は、出資とされており、総会資料等による内容確認が必要と思われる。団体に対して、毎年の総会資料を送付するよう、依頼をするべきである。

### 3 課題等

#### (1) 管理規定

出資による権利の管理にあたっては次の点に留意し、管理規定を作成することが望まれる。

- ①取得の理由を明確にし、保管する。
- ②お付き合い程度の出捐が多く、出捐自体では何ら権利を生じないことから、出捐後のそれぞれの団体に対して、どの程度の関心を持って関与するのかについて、管理方針を決定する。なお、何らかの財産権を有する出資については、少額でも毎年の管理が必要と思われる。
- ③活動内容を把握するべきと考えられる団体については、確認するべき事項をあらかじめ定め、担当部署で確認し、その証跡を残す。
- ④総会に出席したり、書面で議決する団体では、総会資料等について市の担当部署で確認し、発言するべき事項や議決内容を決定し、検討証跡を残すなどにより、検討が適正に行われたことを証明可能な状態にする。
- ⑤出資証券の管理

#### (2) 役員への就任

(意見) 20 団体のうち、外郭団体である伊達市土地開発公社のほか、北海道栽培漁業基金に市長が、室蘭テクノセンターに関連部署の職員が役員に就任している。

出資・出捐自体が施策に関連し、総会での発言や、役員就任などの人的関与により、市の意思を反映することになるが、役員の就任については、運営責任の一端を担うこととなるため、慎重な検討が求められる。

団体の現況を検討のうえ、就任することに問題はないかの検討が必要である。他自治体の関連団体で多額の使途不明金が発生したような事例もあり、内部統制が有効に機能する状況か、などを確認することが望まれる。

また、就任後は、団体が法令や定款に沿って運営されているか、そこで行われる意思決定は妥当か、について、責任が生じるが、これは、市の業務の一環として就任することになるため、本来は個人に帰属するべき責任ではない。議事録の確認を有価証券の管理担当部署などで行い、検討した事項と結果についても文書化したうえで、事業報告等とともに保管することが望まれる。

## V 外郭団体

### 1 概要

外郭団体の範囲は、明確に決められたものではないが、地方自治法により自治体が一定以上の出資等をしている法人については、自治体の長が予算の執行に関する調査権を有するとされており、これらの法人を外郭団体とすることが多い。

これは、①市の出資金、出捐金の割合が基本財産等の 50%以上の団体②市の出資金、出捐金の割合が基本財産等の 25%以上であり、市の出資割合が最も大きくかつ市が補助金や委託費